Japanese-Taiwanese Cooperative Program on "Security Technology for IoT (Internet of Things)" Call for Proposals to be submitted by 6th October 2014

I. General Description

1. New Scheme for Joint Funding of Japanese-Taiwanese Research Cooperation

Japan Science and Technology Agency (JST) and the Ministry of Science and Technology (MOST) have initiated a program for joint funding of Japanese-Taiwanese cooperative research projects. After consultation between JST and MOST, Security Technology for IoT (Internet of Things) has been selected as the field of research to which the joint funding scheme will be applied.

2. Aim of Program and Research Field

The aim of the program is to strengthen collaboration between Japan and Taiwan within the field of "Security Technology for IoT (Internet of Things)" to achieve world-class scientific results, leading towards new innovative science and technology. This specific area is currently undergoing remarkable development and is considered important by both JST and MOST in order to achieve steady growth and sustainability in the long term.

loT is becoming one of the major trends in the field of ICT, together with keywords such as Cyber Physical Systems (CPS), Machine-to-Machine (M2M) and Big Data. It is expected that IoT will create new value in already established fields analyzing enormous quantities of data collected by sensors which are embedded throughout real space and connected to the internet. Recently, internet based connection and communication with automated physical systems and remote control through the internet are playing increasingly prevalent and important roles in the fields of healthcare, manufacturing, civil infrastructure, aerospace, entertainment, transportation and many other industrial fields.

Against a background of this increasing prevalence and importance, addressing issues such as security of personal information, unauthorized access, physical

and human-caused failures, cyber-attacks, etc. are becoming more and more important. Ensuring security and establishing highly dependable and reliable ICT which can minimize any negative impacts of unpredictable and incidental failures and attacks are very urgent issues.

In consideration of the above, "secure ICT (security, dependability, reliability, etc.)" has been jointly agreed upon as the area of focus in this field, "Security Technology for IoT (Internet of Things)".

This area includes but is not limited to:

hardware

- -research on access control in IoT
- -research on device authentication in IoT

software

-research on access rights in IoT

middleware

-research on maintenance in IoT

3. Prospective Applicants

JST and MOST invite Japanese and Taiwanese researchers to submit proposals for cooperative research projects in the research area of focus described above. An important criterion of the proposed collaboration is that it should build on and reinforce already on-going research activities in each research group and contribute significant added value to these through international collaboration. Researchers from industry may take part in the joint collaboration: In Japan – they may act as Principal Investigators; In Taiwan – as partners in teams headed by Principal Investigators from an academic institution or research institute.

Japanese researchers who are currently financially supported under this Japanese-Taiwanese cooperative program are not eligible to apply.

4. Financial Support

JST and MOST plan to support cooperative research projects including exchange of researchers to the counterpart research team.

JST supports expenses for Japanese researchers, and MOST supports expenses for Taiwanese researchers.

It is envisioned to fund up to 3 bilateral projects for this call depending on the number of proposals.

II. Support by JST

1. Budget for a Cooperative Research Project

Budgets may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese partner over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed 15 million yen, in principle. (Example: a proposal may envisage a budget of 4 million yen for the first year, 6 million yen for the second year and 5 million yen for the final year)

Due to budget limitations of this programme, amounts will be adjusted in each year.

2. Cooperative Research Period

The cooperative research period shall be 3 years (i.e., 36 months) in total, counting from the start date in January of 2015.

3. Details of Support

This program is designed to support additional expenses related to cooperation with the Taiwanese partner, such as expenses for travel and/or conducting seminars/ symposiums, with the precondition that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

3.1 Contract between Applicant and JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered between JST and a university or public research institute, etc. (hereafter referred to as "institution").

The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period.

Since the contract is concluded on condition that all administrative procedures related to this project shall be handled within the institution, the research leader should consult with the department in charge at his/her institution.

The contract stipulates the Article 19 of the Industrial Technology Enhancement Act (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the Act on Promotion of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) be applied to all intellectual property rights generated as results of this project, and that these can be the properties of the institution with which the research leader is affiliated.

3.2 Funded expenses

Funded expenses include costs for implementation of research exchanges and performing research activities.

- (1) Expenses for research exchanges
 - 1) Travel expenses

In principle, travel expenses should be based on the rules of the institution to which the research leader belongs. JST provides travel expenses only for the Japanese researchers.

- 2) Expenses for holding symposiums, seminars and meetings
- (2) Expenses for research activities
 - 1)Expenses for facilities, equipments and consumables
- 2)Expenses for personnel
 Stipend for a PhD student, or stipend or salary for a post-doctoral fellow
- 3)Others

Expenses for creating software, renting or leasing equipment, transporting equipment, etc.

(3) Overhead expenses

Overhead expenses amounting to 10% or less of the total research expenses will be allowed. Overhead expenses should be provided for within the total budget.

(4) Expenses not covered/funded in the program

No expenses stated below shall be covered under this program:

- 1) Expenses related to acquiring real estate or constructing buildings or other facilities
- 2) Expenses related to procurement of major equipment
- 3) Expenses related to dealing with accidents or disasters occurring during cooperative research periods
- 4) Other expenses unrelated to implementation of this cooperative research project

III. Contract between Researchers

A contract for cooperative research is necessary for implementing actual research, and such a contract should include intellectual property agreement and be concluded between the Japanese institutions and the Taiwanese institutions as soon as possible. When concluded, JST needs to be promptly notified of such contract.

IV. Application

The Japanese and Taiwanese applicants shall write a common application that shall be handed in both to JST and MOST in parallel. The application shall be written in English. For the Japanese applicants, some part of the application should be also submitted in Japanese.

The application shall include:

A project description including how collaboration will be carried out, with clear statements of what roles Japanese and Taiwanese researchers will respectively play in the project;

- a) description of the expected outcome of the proposed project, scientifically as well as in terms of its relevance for the industry and society;
- b) description of the ongoing activities and specific advantages of the Japanese and Taiwanese groups respectively have, which form the basis for the proposed joint project;
- c) description of the expected added value by the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources of one party would complement the other's;

- d) description of how the project is expected to strengthen research cooperation between Japan and Taiwan over the longer term;
- e) description of the added value expected from the multidisciplinary approach in the proposed joint project; and
- f) description of the possible comparative advantages of the proposed joint project in comparison with other comparable activities worldwide.

1. Application Forms

Part I General Information
Part II Abstract
Part III Research Topic and Plan of Work
Part IV Budget Description (for Japanese Team)
Part V Budget Description (for Taiwanese Team)

Part VI Key Professional Personnel

Part VII Personal Background Information

Part W Japanese Abstract (Japanese applicants only)

2. Preparation of Application Forms

Applicants should fill in the particulars in all the application forms listed in above 1.

3. Submittal of Application Forms for Japanese Applicants
Japanese applicants will send their application forms to JST by 17:00
(Japanese Standard Time) on 6th October, 2014, through on line application system (http://www.e-rad.go.jp/index.html).

V. Evaluation of Project Proposals

1. Evaluation Procedure

Committees consisting of experts selected by JST and MOST respectively will evaluate all proposals. Based on the results of the evaluation, JST and MOST will make a common decision regarding funding of selected proposals.

The members of the programme committee in Japan and Taiwan will be selected after the proposals have been received.

2. Evaluation Criteria

The following general evaluation criteria will apply to each proposed project:

1) Conformity with Program Aims and Designated Research Fields

The proposed activity shall conform to the aims of the program and the research fields that the program designates. In addition, the applicants shall already have good research foundation for their proposed activity.

2) Capability of Research Leaders

The research leaders in both countries shall have the insight or experience (or potential in case of younger researchers) necessary for pursuing the activity and the ability to manage the cooperation and reach the project goals during this program's period of support.

3) Effectiveness and synergy of the joint research project

The proposed research activity shall be eminent, creative and at an internationally high level in an attempt to produce a significant impact on the development of future science and technology or to solve global and regional common issues or to create innovative technological seeds that can contribute to the creation of new industries in the future.

Moreover, the proposed research activity that is expected to create synergy through collaborative research with the counterpart institution will be preferred. Such synergy could be attained through, for example, the acquisition and/or application of knowledge, skill and/or know-how of the counterpart researcher.

4) Validity of research plan

The sharing of research activities with the counterpart research institute and the planning of research expenses shall be adequate to realize the proposed research activity.

5) Effectiveness and continuity of exchange

Activities characterized by the following examples shall be involved to enhance sustainable research exchange and networking.

O Nurturing of researchers through human resource exchange for several
weeks
 Sustainable development of research exchange with Taiwan initiated by this
activity.
\bigcirc Enhancing the research network between both countries including
researchers other than the research leader and members of this activity.
 Improving the presence of science and technology in Japan and Taiwan.

6) Validity of exchange plan

The planning of exchange activities and their expenses with the counterpart research institute shall be adequate to realize the proposed research activity.

3. Announcement of Decision

The final decision regarding supported projects will be notified to the applicants by mid-January 2015.

VI. Responsibilities of Research Leader After Proposal is Approved

After the proposal is approved, the research leaders and their affiliated institutions shall observe the following when carrying out the cooperative research and utilizing supported expenses.

1. Annual Progress Report (Only for Japanese Researchers)

At the end of each Japanese fiscal year, the research leader shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the research leader is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses.

2. Final Report

After completion of the period of international research exchange, the research leaders shall promptly submit to JST a final report, in addition to a financial report, on the research exchange activities. The report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by both Japanese and Taiwanese research groups, and Taiwanese researchers are also requested to submit the report to MOST.

If papers describing results of research exchange are published to academic journals, societies and so on, copies of such papers should be attached to the final report.

VII. Additional Information and Requirements for Japan Researchers

Please see the annex sheets for such requirements. (Available only in Japanese.)

Japanese applicants should contact the following for further information:



Reiko Ito (Ms.), Shoko Hirakawa (Ms.), Department of International Affairs Japan Science and Technology Agency

E-mail: kokusatw@jst.go.jp

TEL: +81(0)3-5214-7375 Fax: +81(0)3-5214-7379

Taiwanese applicants should contact the following for further information:



MOST: Department of International Cooperation and Science Education

Dr. Hui-Chuan Cheng

E-mail: hccheng1@most.gov.tw

TEL: +886-2-27377472; FAX: +886-2-27377607

日本一台湾研究交流

IoT のためのセキュリティ技術

提案募集(提出期限:2014年10月6日17時)

I. 概要

1. 日台研究交流の共同支援のための新たな枠組

科学技術振興機構(JST)と台湾科学技術部(MOST)は、日台の研究交流 を推進するための共同ファンドプログラムを新たに始めることで合意しました。 JST とMOSTの協議の結果、「IoTのためのセキュリティ技術」の分野を本プログラムの支援対象と設定いたしました。

2. プログラムの目的と研究分野について

本プログラムの目的は、「IoTのためのセキュリティ技術」分野における日台の研究交流を強化することにより、革新的な科学技術につながる国際的な研究成果を実現することです。現在、この分野は特筆すべき発展を遂げつつあり、長期にわたり持続する発展と成長を実現するために重要だと考えられます。

loTは、Cyber Physical Systems(CPS)、Machine-to-Machine(M2M)、ビッグデータなどというキーワードとともに、情報通信技術の大きな一つの流れになりつつあります。様々なモノがインターネットとつながり、実空間に埋め込まれたセンサーからデータを収集、蓄積して、分析/解析することで、既存の分野で新たな価値が生み出されることが期待されています。ヘルスケア、製造、都市インフラ、宇宙、エンターテインメント、交通、その他多くの産業において、インターネットによる自動化された物理系システムとの接続、通信、リモート管理が益々普及し、重要な役割を担うようになってきています。

IoTの普及と重要性の高まりを背景に、個人情報の漏洩、不正アクセス、物理的・人為的な障害やサイバー攻撃等をはじめとする問題への対応も益々重要な課題になっています。IoTにおいて、セキュリティを確保し、また、予測不能で偶発的に生じる障害やサイバー攻撃等の影響を最小限に抑え、いつでも安心して利用できるディペンダビリティを確保することは、喫緊の課題です。

本分野では、こういった関心の下、IoTにおけるセキュアICT (セキュリティ、ディペンダビリティ、信頼性等)を対象とすることといたしました。

具体的には以下の研究領域を含みます(ただし、これらに限定されるものでは ありません)。

ハードウェア

IoTにおけるアクセス制御に関する研究 IoTにおけるデバイス認証に関する研究

ソフトウェア

IoTにおけるアクセス権に関する研究

ミドルウェア

IoTにおけるソフトウェアの保守に関する研究

3. 応募資格

JST と MOST は日本と台湾の研究者に上記のような研究分野の共同研究プロジェクトの提案を募集します。

共同研究を提案されるにあたり、日本と台湾において既に進行中の研究が強化され、さらに付加的な価値が創出される共同研究であることが必要です。

企業の研究者については、日本においては研究代表者としても参加可能ですが、台湾では大学もしくは研究機関の研究代表者が率いる研究チームの共同研究者としての参加になります。

日本側の応募者については、現在この日台研究交流事業により支援を受けている研究課題の研究代表者は応募できませんのでご注意ください。

4. 支援内容

JST と MOST は共同研究プロジェクトを支援します。その中には研究者の派遣・招聘も含まれます。

JST は日本側研究者を支援し、MOST は台湾側研究者を支援します。応募状況にもよりますが、3課題を上限として支援することを予定しています。

Ⅱ JSTによる支援

1. 一課題当たりの予算規模

予算は活動内容により異なりますが、原則的には、3年(36 ヶ月)総額で 1500 万円を上限とします。(例;1年目400万円、2年目600万円、3年目500万円というように、毎年一定でないご提案も可能です。)

本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただきます。

2. 期間

研究交流開始から正味3年間(36ヶ月)を基本としてご提案下さい。研究交流の支援開始は、2015年1月頃を予定しています。

3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されていることを前提に、台湾との研究交流に かかわる追加的な経費を対象としています。

3. 1 応募者と JST との契約

支援の実施にあたり、JST は大学・公的研究機関等(以下「大学等」という。) と委託研究契約を締結することを原則としています。

委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。

契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で 実施していただくことを前提にしていますので、大学等の担当部署とよくご相 談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。

3. 2 支出費目

支援費は、研究交流に関するものと試験研究に関するものにお使いいただけます。

(1) 研究交流費

- ① 旅費原則として旅費は研究代表者が所属する研究機関の旅費規程にしたがって支出して下さい。JSTは、日本側研究者の旅費のみ支給します。
- ② シンポジウム・セミナー等開催費 シンポジウムやセミナー等開催に係る以下の経費を対象としています。 シンポジウム/セミナー等用消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費 (アルコール類等は支出対象外)、謝金、雑役務費等。

(2) 試験研究費

- ① 設備備品費・消耗品費
- ② 人件費等

博士課程在籍者への謝金、ポスドク研究員への謝金又は給与。 ※損害保険、海外渡航保険等はカバーされません。

③ その他

ソフトウェア作成費、設備の賃貸料(リースまたはレンタル料等)、機 械運搬費等、上記の費目に該当しない経費。

(3) 間接経費

間接経費は、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施 していただくことを前提として、研究交流費と試験研究費の合計の10% 以下を原則として支出することができます。なお、間接経費は総予算額 の内枠として計上してください。

(4) 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

- 1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用
- 2) 大規模設備の調達に関する費用
- 3) 研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用
- 4) その他当該研究交流の実施に関連のない費用

Ⅲ 研究者間の契約

具体的な共同研究を実施する際に共同研究契約等を締結いただきます。共同研究契約は知的財産権の取扱いを定めたものとし、日本と台湾の機関間でなるべく早期に締結してください。締結後は速やかに JST に報告してください。もし既に本研究において締結済みの場合、もしくは合意事項がある場合は、申請用紙に記述してください。

IV 申請様式

日本と台湾の応募者は共に JST と MOST が並行して事務処理が可能なように下記の共通の様式を使用してください。

この様式は英語版のみですが、日本の応募者は日本語で書いていただく部分 もあります。

様式には以下のような内容を簡潔に記載して下さい。

- ・ どのように共同研究を遂行するのか? 日本側研究者、台湾側研究者それぞれの役割分担
- 期待される科学的な成果と産業界や社会への関連性
- 現在の研究活動や日本と台湾の研究チームの特筆すべき長所

- ・ 能力、技術力、資源の相互補完の方法も含めて、共同研究により期待で きる付加的な価値
- ・ 長期的な日台研究交流の強化のために期待できること
- ・ 提案の共同研究により期待される付加的な価値
- ・ 当該共同研究提案と他の同様な国際協力活動との比較

1. 申請書類の書式

Part I 研究課題名、研究代表者名など

Part II 研究概要

Part Ⅲ 研究テーマと研究計画

Part IV 日本側の経費計画

Part V 台湾側の経費計画

Part VI 日台双方の研究チームメンバー

Part Ⅶ 日台双方の研究代表者情報

Part Ⅷ 研究概要用紙(日本語:日本側のみ)

2. 書式への記入

上記1項の書式すべてについて必要事項を記入して下さい。

3. 研究者の応募書類の提出

今回の公募の締切は2014年10月6日17時(日本時間)です。 日本側応募者は、府省共通研究開発管理システム

(http://www.erad.go.jp/index.html) を通じて、応募をして下さい。

V 提案書の評価

1. 評価手順

JST と MOST で別々に選任された専門家で構成される委員会にて全ての提案書が評価されます。この評価結果を元に、JST と MOST は協力して支援する課題を選定します。

委員会メンバーは、提案書を受領後決定いたします。

2. 評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

①制度の主旨・対象分野への適合性

提案内容は制度の主旨および対象分野に合致していること。かつ当該研究 の基盤が整備されていること

②研究代表者の適格性および現在の研究活動

日本および相手側の研究代表者は、提案課題を推進する上で十分な洞察力 又は経験(若手研究代表者の場合、潜在能力)を有しており、当該事業で の支援期間中に継続して研究交流を円滑に推進できる基盤を有すること。

③研究課題の有効性・相乗効果

先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与え得ること、または国際的共通課題の解決に貢献すること。または革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出への手掛かりが期待できること。

特に、相手側研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得そして活用 や、相手側の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究など、相 手側研究機関との交流により相乗効果が期待される研究が望ましい。

④研究計画の妥当性

提案された研究構想を実現する上で適切な相手側研究機関との研究分担であり、また研究費計画であること。

⑤交流の有効性・継続性

持続的な研究交流・ネットワークの強化のために、以下に例示するような 取り組みが提案に含まれていること。

- 数週間の人的交流を通じた若手研究者の育成
- 当該事業を端緒とした相手側との研究交流の持続的な発展
- 研究代表者・分担者以外の研究者も含む、相手側と日本のネットワークの拡大
- 相手側における日本の科学技術のプレゼンスの向上

⑥交流計画の妥当性

提案された交流構想を実現する上で適切な相手側研究機関との交流計画 であり、また交流費計画であること。

3. 選定の通知

支援プロジェクトの最終決定は2015年1月中旬頃までに応募者に通知する予定です。

VI 提案採択後の研究代表者の責務

提案が採択された後、研究代表者と研究代表者の所属する研究期間は共同研究の実施や支援費の使用にあたり、以下を遵守してください。

1. 年度毎の進捗報告(JST)

日本側研究代表者は研究交流の進捗状況報告を、及び研究代表者の所属する研究機関は支援費の経理報告を、毎年度終了後速やかにJST に提出してください。

2. 終了報告

日本側の研究代表者は、期間内に実施した研究交流の終了報告を、研究交流期間終了後速やかに、JST に提出してください。終了報告には、経理報告と研究交流活動報告を記載してください。また、日台両側の研究グループが共同で作成した、研究交流の概要(最大でA4 サイズ 5 ページ)も必要です。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表 内容の別刷り等を添付してください。

3. 日本側研究者への情報及びその他必要条件

別添をご確認ください。

日本側の申請者からのお問い合わせは、以下にお願いします。



独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部 事業実施担当 伊藤玲子、平川祥子

E-mail: kokusatw@jst.go.jp

TEL: +81(0)3-5214-7375 Fax: +81(0)3-5214-7379

Address: 〒102-0076 東京都千代田区五番町7

台湾側の申請者からのお問合せは、以下にお願いします。

MOST: Department of International Cooperation and Science Education

(国際協力司)

鄭慧娟 (Dr. Hui-Chuan Cheng)

E-mail: hccheng1@most.gov.tw

TEL: +886-2-27377472; FAX: +886-2-27377607

日本側応募者への応募にあたっての注意事項

本公募は、現在、文部科学省の「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめ(注1)を踏まえて検討されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月文部科学大臣決定)及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)等の改正を前提として行うものであり、平成26年度以降に適用されるガイドラインの改正内容等によっては、本公募要件、採択後の委託研究契約書及び委託研究契約事務処理説明書等を変更する場合があります。

(注1):http://www.mext.go.jp/b menu/houdou/25/09/1339981.htm 参照。

本項と併せて本事業ホームページもご覧ください。

JST 国際科学技術基盤整備事業

http://www.jst.go.jp/inter/kiban/taiwan/taiwan.html

1 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

http://law.e-gov.go.ip/htmldata/H15/H15HO059.html

2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上の採択された研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

3 e-Rad からの内閣府への情報提供等

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度等(※1)の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※2)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作

業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。e-Rad については本別紙の「19 e-Rad を利用した応募方法」をご参照ください。

※ 1 他の具体的な対象の競争的資金制度については、下記の内閣府のホームページでご 確認ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/

※2 「府省共通研究開発システム(e-Rad)」とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムのことです。

4 不合理な重複・過度の集中に対する措置

4.1 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数 の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて 応募があった場合。
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- その他これに準じる場合。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

4.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合

- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、<u>記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。</u>この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理 業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

4.3不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.4 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究 助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式に従ってその 内容を記載していただきます。 これらの情報に関して不実記載があった場合は、研究 提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

5 研究費の不正使用および不正受給への対応

本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した 条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反す る研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等 の全部または一部の返還の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行っ た研究者等(共謀した研究者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管 注意義務に違反した研究者^{※1}等を含む、(以下同様))に対して、下記の表の通り、本事業へ の応募及び新たな参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究費の不正な使用等を行った研究者等については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます(不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます)。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成26年度に新たに公募を開始する制度及び平成25年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容等を、他の競争的資金制度等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。また、本制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要(研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、原則公表します。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。「申請及び参加」とは、新規課題の提案、公募に応募すること、共同研究者として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行	1年
為の悪質性も低いと判断されるもの	
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行	5年
為の悪質性も高いと判断されるもの	
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判	2~4年
断されるもの	
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した	10 年
場合	
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として 採	5年
択された場合	
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務※1	1~2年
に違反して使用を行ったと判断される場合	

(注) 平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題(継続課題を含む)について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成 24 年 10 月 17 日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成 24 年 12 月 28 日付で規則改正しました(施行日は平成 25 年 1 月 1 日)。上表の制限期間は、変更後のものです。

特に2の項、4の項及び6の項における資格制限期間は、平成25年度当初予算以降の 事業等(前年度から継続して実施する事業を含む。)の不適正な経理処理等について平成25 年4月1日以降、適用します。

※1「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

6 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)への措置については、「研究活動の不正行 為への対応のガイドライン」(平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動に関する特 別委員会)等に基づき実施されます。当該ガイドラインは、現在、『公正な研究活動の推進に向けた「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について(審議のまとめ)』(平成26年2月3日「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議決定)を踏まえて見直しが検討されており、本公募は当該ガイドラインの見直し内容を前提に行うものです。

研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、見直し後のガイドラインを遵守することが求められます。

なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、以下のホームページをご 参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、不正行為が認定された日以降で、その日の属する年度及び以下に定める翌年度以降1年以上 10 年以内の間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

不正行為への関与による区分		による区分	不正行為の程度	相当と認められる期間
不	1 研究の当初から不正行為を行 うことを意図していた場合など、 特に悪質な者			10 年
正行為	2 不正行 為があった	当該論文等の責任 を負う著者(監修責 任者、代表執筆者	当該分野の研究の進展への影響 や社会的影響が大きく、又は行為 の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
に関与し	研究に係る論文等の 著者	又はこれらのものと 同等の責任を負うも のと認定されたも の)	当該分野の研究の進展への影響 や社会的影響が小さく、又は行為 の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
た		上記以外の著者		2~3年
者	3 1及び2を した者	除く不正行為に関与		2~3年
不正行為に関与していないものの、不 正行為のあった研究に係る論文等の責 任を負う著者(監修責任者、代表執筆者 又はこれらの者と同等の責任を負うと認 定された者)		究に係る論文等の責	当該分野の研究の進展への影響 や社会的影響が大きく、又は行為 の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年
		司等の責任を負うと認	当該分野の研究の進展への影響 や社会的影響が小さく、又は行為 の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年

(注)平成25年度以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成24年10月17日)を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成24年12月28日付けで規則改正しました(施行日は平成25年1月1日)。上表の制限期間は、改正後のものです。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成26年度に新たに公募を開始する制度及び平成25年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。

7 採択された研究代表者および主たる共同研究者の青務

7.1 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次を掲げる事項を 遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出してい ただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)の履修義務について周知することを約束する。

また、上記 c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、対象者が確実に履修するようご留意ください。

(注)本項の遵守事項の確認文書提出および研究倫理教材の履修義務化は、平成 25 年度以降に採択される研究課題に適用されます。

7.2 研究倫理教材の履修義務

参画する研究員等は、研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。

7.3 報告及び調査への対応

報告及び JST に対する所要の報告等、および JST による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。

8 関係法令など研究を進める上での注意事項

8.1 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

【参考】「経済産業省」の安全保障貿易管理ハンドブック(2012年 第6版)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

【参考】一般財団法人安全保障貿易情報センター

http://www.cistec.or.jp/index.html

【参考】安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/ijshukanri03.pdf

8.2 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタへナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

http://www.mabs.jp/index.html

【参考】「Convention on Biological Diversity」ホームページ

http://www.cbd.int/

8.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見ることができます。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/

8.4 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

8.5 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

8.6 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を 負いません。

8.7 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

8.8 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

9 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに指定した書式により JST に報告することが必要となります。

10 繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JST では単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています。繰越制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。

11 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

http://www.jst.go.jp/inter/sicp/h25a/keihi_toriatsukai_kubun.pdf

12 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成22年6月19日)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1件あたり年間3000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf

13 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

- 1) 公的研究費の管理・監査の体制整備等について
- ・研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為(*1)又は不適正な経理処理等(*2)(以下、「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。
 - ・ 具体的には、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定・平成 26 年 2 月 18 日改正)に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、下記ホームページをご参照ください。

 $http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm \\ http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm$

- (*1) 研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用
- (*2) 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。
- 2) 「体制整備等自己評価チェックリスト」について
- ・研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)により定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。
- ・新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究(開発)チームに参加する研究機関は原則として、研究開始(委託研究契約締結日)までにチェックリストを府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いて文部科学省へ提出してください。
- ・他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、委託研究契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイ

ドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を 実施する機関は、改めてその提出が必要となります。

- ・なお、平成26年4月以降に、チェックリストが新たな様式に変更され、再度、新様式による提出が必要となる予定です。文部科学省からの周知に十分御留意下さい。
- ・チェックリストの提出に関する周知は、文部科学省のHP及び e-Rad に登録された「事務代表者」宛てのメール連絡により、行われる予定です。
- ・チェックリストの提出にあたっては、研究機関において e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録を行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします(登録には通常2週間程度を要します)。手続きの詳細は、以下のe-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

- ※チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も 文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Rad に「事務代表者」のメールアドレ スを確実に登録してください。
- ・ チェックリストは、文部科学省の案内・HPで最新情報を確認の上、作成ください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。
 - ○「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について(通知)
 http://www.mext.go.jp/a menu/kansa/houkoku/1324571.htm
 - 〇体制整備等自己評価チェックリスト 用語解説

 $http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/icsFiles/afieldfile/2011/09/05/13\\10714_01.pdf$

なお、平成26年2月18日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

- 3) JST における研究開発活動の未然不正防止の取組みへの協力
 - ・ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組みの一環として、JST は、平成 25 年度以降の新規応募による事業に参画し且つ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の履修を義務付けることとしました(履修等に必要な手続き等は JST で行います)。 研究機関は対象者が確実に履修するよう対応ください。
 - ・ これに伴い、JST は、当該研究者等が機構の督促にも拘らず定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。研究機関は、指示に遵って研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。
- 4) 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置
 - ・ 公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備 があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監

査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減(段階に応じ最大 15%)、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

5) 不正行為等の報告および調査への協力等

- ・研究機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否をJSTに報告ください。
- ・調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について JST と協議しなければなりません。
- ・告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書をJSTに提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JSTに報告する必要がある他、JSTの求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告をJSTへ提出する必要があります。
- ・ また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。
- ・ 最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執行 停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、「公的研究費 の管理・監査のガイドラン」を参照ください。

14 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成6年6月29日法律第78号)、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年6月11日法律第63号)等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

本事業への応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

<参考:主な共用施設・設備等の事例>

- ○「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設
- ・大型放射光施設「SPring-8」(毎年5 月頃、11 月頃に公募)

http://user.spring8.or.jp/

・X 線自由電子レーザー施設「SACLA」(毎年5 月頃、11 月頃に公募)

http://sacla.xfel.jp/

·大強度陽子加速器施設「J-PARC」(毎年5 月頃、10 月頃に公募)

http://is.j-parc.jp/uo/index.html

・スーパーコンピュータ「京」(平成25 年度は9 月頃に公募予定)

http://www.hpci-office.jp/

〇先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業(対象27 施設)

http://kyoyonavi.mext.go.jp/

〇ナノテクノロジープラットフォーム(対象25 機関)

https://nanonet.go.jp/

〇低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業(3 ハブ拠点、15 サテライト拠点)

http://www.nims.go.jp/lcnet/

〇つくばイノベーションアリーナ(TIA-nano)

http://tia-nano.jp/

○創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4 拠点)

http://p4d-www.genes.nig.ac.jp/index.html

〇ナショナルバイオリソースプロジェクト

http://www.nbrp.jp/

15 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター(※)に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター(http://biosciencedbc.jp/)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に JST に設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のテータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データ

ベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス 推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

16 オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html (http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf)

17 JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果(研究開発ツール)について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照いただけますと幸いです。

詳しくは http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html をご覧ください。

18 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

19 リサーチアシスタント(RA)の雇用について

第 4 期科学技術基本計画に「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA(ティーチングアシスタント)、RA(リサーチアシスタント)など給付型の経

済支援の充実を図る。これらの取組によって『博士課程(後期)在籍者の 2 割程度が生活費相 当額程度を受給できることを目指す。』という第 3 期基本計画における目標の早期達成に努め る。」とあります。

この趣旨を踏まえ、本事業では博士課程(後期)在学者を本事業の共同研究の RA として雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

RA を雇用する際の留意点

- ・博士課程(後期)在学者を対象とします。
- ・給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、 それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外 の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外(不正)使用と見なされる場合があ りますので十分ご留意ください。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準 以上または以下での支給を制限するものではありません。
- ・奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給について JST から制限を設けるものではありません。

20 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募にあたっては、応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

本制度に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参 照してください。

(ii) e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力にあたっては、付録(「e-Rad による応募情報入力の方法」)をご参照ください。

- ①電子媒体(アップロードする申請書)に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者用マニュアルを参照してください。
- ②アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は 10MB です。それを超える容量 のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。
- ③電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。 PDF 変換はログイン後のメニューからも行えます。 また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。 利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。
- ④提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、 提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。
- ⑤応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(iii) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(http://www.e-rad.go.jp/)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(iv) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは国際科学技術部事業実施担当にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)のホームページ及び e-Rad のポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合身 書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 国際科学技 術基盤整備事業 国際科学技術部 事業実施担当 伊藤、平川	〈お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)〉 kokusatw@jst.go.jp 03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) 受付時間:10:00~12:00/13:00~17:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年 始(12月29日~ 1月3日)を除く
e-Radの操作方 法に関する問い 合わせ	e-Radヘルプデス ク	0120-066-877(フリーダイヤル) (受付時間帯) 午前9:00~午後6:00※土曜日、日曜日、祝祭日 を除く

O e-Rad ポータルサイト: http://www.e-rad.go.jp/

(v) e-Rad の利用可能時間帯

(月~日)0:00~24:00(24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

21 応募に際してよくある質問

応募に関し、主なQ&Aを以下にまとめています。

応募の際に、所属機関の承諾書が必 要ですか。	必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。
年齢等の応募資格の制限はあります か。	年齢制限はございません。
日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。	日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。
JST のさきがけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。	本公募へ応募することは可能ですが、採択候補と なった場合には、研究費の減額や研究計画の調 整などを行う場合がございます。

戦略的国際科学技術協力推進事業または国際科学技術共同研究推進事業に既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。

本公募における支援期間が同一相手国・同一研究領域で既に支援されている課題の支援期間と 重なる場合は応募できません。

それ以外の場合応募することは可能ですが、採択 候補となった場合には研究費の減額や研究計画 の調整を行う場合がございます。

22 JST のダイバーシティ推進の取り組みについて

JSTはダイバーシティを推進しています!

JSTは、平成25年12月1日付けで、ダイバーシティ推進室を新設しました。

JSTのダイバーシティは、多様な人財が互いを尊重しながら最大限の能力を発揮するとともに、それぞれのキャリアと働き方の多様性を重視して推進します。JSTは、ダイバーシティを通じてイノベーションを創出し、未来社会の課題を解決し、我が国の産業競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

また、従来より実施している「出産・子育て等支援制度」についても、制度利用者である研究者の声を踏まえ、制度の見直しを図りながら、研究復帰可能な環境づくりを通じて、我が国のイノベーション創出に寄与します。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討していきます。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長中村 道治

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産と子育てについて支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めます。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、JST職員だけでなく、JST制度を活用されるすべての人々に対してダイバーシティを推進していきます。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

独立行政法人科学技術振興機構 人財部ダイバーシティ推進室 渡辺美代子

応募手順

■応募前の注意事項

応募の前に、必ず所属研究機関および研究者が府省共通研究開発管理システム (e-Rad) に登録済みであることを確認してください。

本公募への応募は e-Rad を通じて行います。

e-Rad を使用するには、所属する研究機関及び研究者の事前登録が必要です。

未登録の場合は、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者 用マニュアルを参照し、速やかに登録し、ログイン ID、パスワードを取得してください。

■本公募の締切

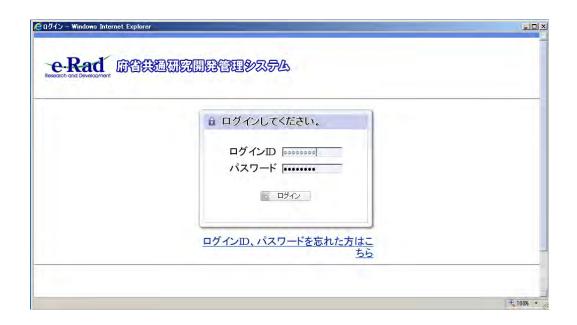
2014年 10月 6日 17:00 厳守

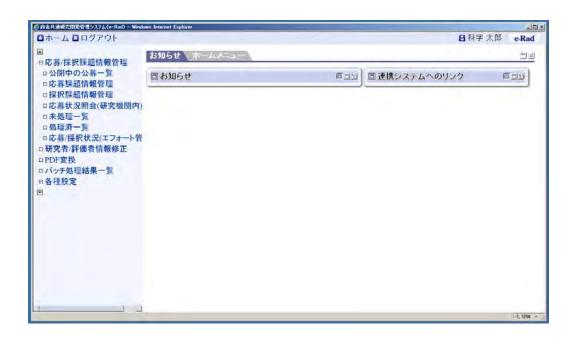
■申請書様式のダウンロードと応募方法

1.	e-Rad にログインする	. 2
2.	応募する公募名を探す	. 3
3.	公募要領・申請書様式をダウンロードする	. 4
4.	申請書(アップロードする電子媒体)を作成する	. 5
5.	応募情報の入力と応募書類のアップロード	6
6	広草状況を確認する	1 Q

1. e-Rad にログインする

e-Rad ポータルサイト(http://www.e-rad.go.jp/)にアクセスします。 ログイン ID、パスワードを入力し、e-Rad ヘログインしてください。





2. 応募する公募名を探す

研究者向けトップ・メニュー画面の「公開中の公募一覧」をクリックします。

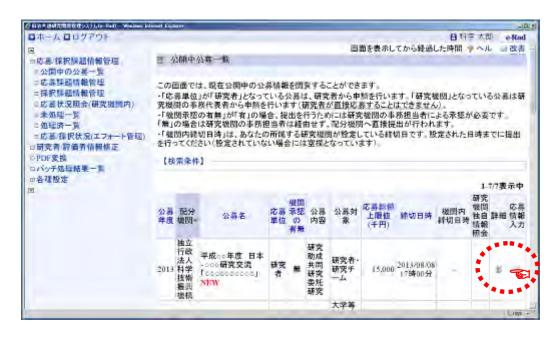




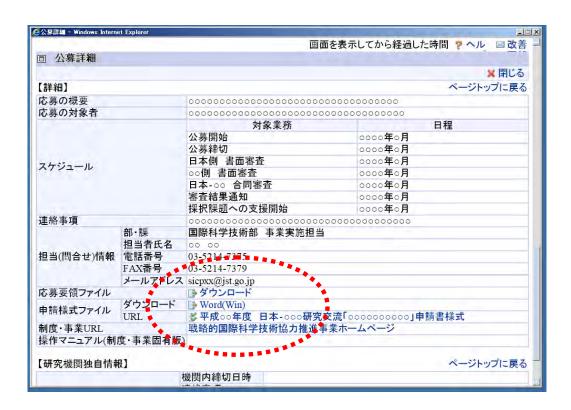
※ 見つからない場合は、検索画面で「国際科学技術協力基盤整備事業」を入力して検 索できます。

3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする

応募する公募名の「詳細」のボタンをクリックします。



「公募詳細」画面で、公募情報の詳細内容を確認し、公募要領と申請書様式をダウンロードしてください。



4. 申請書(アップロードする電子媒体)を作成する

本公募への応募にあたっては、e-Rad への直接入力に加え、 $\underline{\text{PDF}}$ 形式に変換した申請書ファイルの e-Rad へのアップロードが必要です。

ダウンロードした公募要領、申請書様式に従って、申請書を作成します。

e-Rad にアップロードできる申請書は、

10MB までの PDF 形式 1 ファイルのみ

(パスワードは設定しないでください)

です。

また、やむを得ずファイルが 10MB を超えてしまう場合は、国際科学技術部事業実施 担当へ問い合わせてください。

申請書の PDF 形式への変換は、e-Rad の PDF 変換画面でも行うことができます (Word、 一太郎形式のみ)。操作方法は、19ページ「e-Rad による PDF 変換の操作方法」を参照してください。

5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード

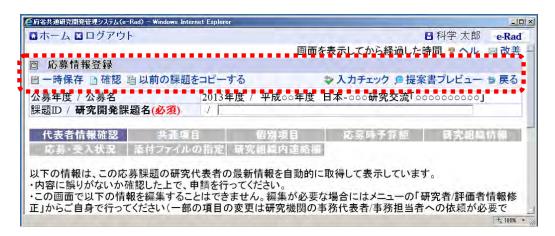
「公開中公募一覧」画面で応募したい公募名の「応募情報入力」をクリックします。



「応募条件」画面に表示された注意事項を確認し、「承諾」をクリックします。



《ポイント:応募情報登録操作ボタンの説明》



応募情報の入力では、画面上部の操作ボタンが使用できます。 ボタン機能を以下に示します。

操作ボタン機能	
一時保存	作成途中に入力内容の保存を行います。
	e-Rad は、ログイン後、一定時間(30 分)が経過すると接続が切断されます。適宜、一時保存してください。
 確認	技術が切断さればす。過量、 時保持してください。
	全ての項目の入力が完了したら、応募情報を確認してくだ
	さい。
以前の課題をコピーする	過去に作成した応募/採択課題の情報をコピーします。
入力チェック	入力内容のチェックを行うことができます。
提案書プレビュー	現在の入力内容で応募内容提案書 PDF を生成し、入力内容
	がどのように PDF で表示されるのかを確認できます。
戻る	「応募条件」画面に戻ります。

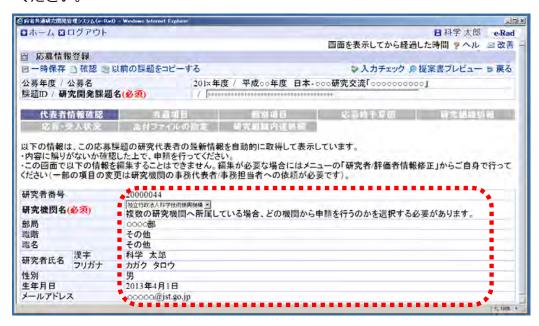
①研究開発課題名を入力します

「研究開発課題名」を日本語で入力します。



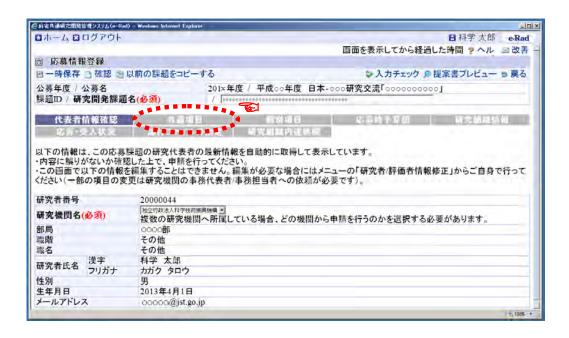
②登録されている研究者情報を確認します

「代表者情報確認」に表示された研究者情報が応募者自身であることを確認して ください。

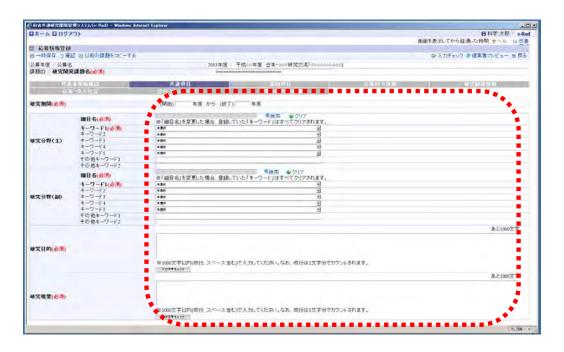


※ e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、申請書類の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。 研究機関に所属していない方は、「e-Rad ヘルプデスク」に連絡してください。

③「共通項目」を入力します 「共通項目」ボタンをクリックします。



「共通項目」画面を表示し、必須事項を入力します。



《ポイント:「共通項目」必須項目入力時の注意点》

◆ 研究期間

公募要領に従って、研究期間を<mark>西暦</mark>で入力します。 (例:2015年度から2017年度(研究終了年度))

◆ 研究分野(主)

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

◆ 研究分野(副)

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

◆ 研究目的

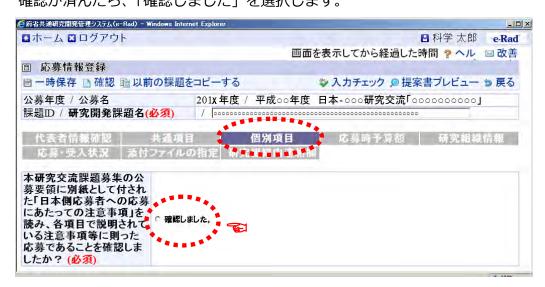
研究目的を日本語 150 字程度で入力してください。

◆ 研究概要

研究目的を含めた概要を日本語800字程度で入力してください。

④「個別項目」を入力します

「個別項目」ボタンをクリックして、入力欄を表示させます。 別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」を読み、各項目で説明されている注意事項等に則った応募であることを確認します。 確認が済んだら、「確認しました」を選択します。



⑤「応募時予算額」を入力します

「応募時予算額」ボタンをクリックし、「応募時予算額」の入力欄を表示させます。

日本側チーム全体の総額研究費(直接経費、間接経費)を年度ごとに千円単位で 入力します。千円以下は切り捨てます。

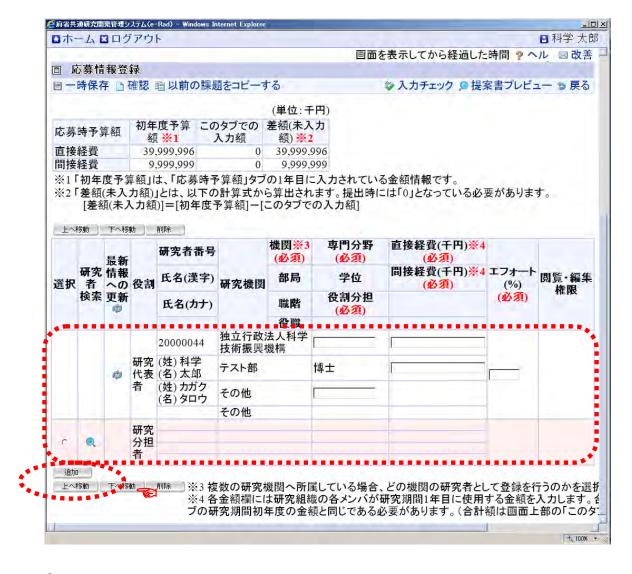
直接経費と間接経費の総額が3年間で15百万円以下かつ間接経費は各年度で直接 経費の10%以下となるよう入力してください。



⑥研究組織情報を入力します

「研究組織情報」ボタンをクリックして、研究組織情報の入力欄を表示します。本応募に関する研究代表者の情報を入力します。

共同研究グループがある場合はその研究組織情報を入力します。「追加」ボタンを クリックしてグループ数分の入力欄を追加します。主たる共同研究者(各共同研究 グループのリーダー)の氏名、所属研究機関を入力してください。研究代表者は主 たる共同研究者から研究者番号、所属研究機関コードを入手してください。



《ポイント:「共通項目」必須項目入力時の注意点》

◆ 直接経費/間接経費

初年度の予算額を直接経費、間接経費に分けて千円単位で入力します。 千円以下は切り捨てます。共同研究グループについても、研究代表者グループ同 様に全研究期間の研究費総額を、直接経費、間接経費に分けて千円単位で入力してください。

「,(コンマ)」は自動的に挿入されます。

「正しい値を入力してください。」というエラーがでた場合は、「, (コンマ)」が含まれていないか確認してください。

◆ 専門分野

研究代表者および研究分担者の専門分野を最大 50 字で入力します。(全半角混在可能)

◆ 役割分担

研究代表者の役割分担は「研究代表者」と入力します。

研究分担者の役割分担は「研究分担者」と入力します。

◆ エフォート率

対象の研究者がこの研究を実施するにあたって必要となる「エフォート」を入力 します。

エフォートとは、研究者の年間の全仕事時間(研究活動のみならず、教育・医療活動等を含む)を 100%とした場合に、この研究の実施に必要となる配分率(%)を指します。

主たる共同研究者についても主たる共同研究者が本研究に割くエフォート率を入力してください。

⑦応募・受入状況を確認します

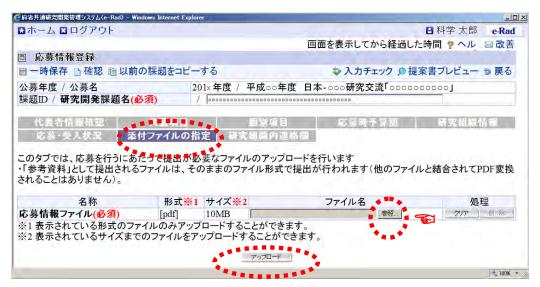
「応募・受入状況」ボタンをクリックし、「応募・受入状況」画面を表示します。 e-Rad 上に登録されている研究者の採択状況/応募状況が自動的に表示されます。 表示内容が正しいか確認します。



- ※ エフォート率を修正する場合は、トップ・メニュー画面の「応募/採択状況 (エフォート管理)」から変更申請を行ってください。
- ※ 採択課題情報を修正する場合は、「採択課題管理」から、変更申請を行ってください。

⑧応募情報ファイル(申請書)をアップロードします

「添付ファイルの指定」ボタンをクリックし、アップロード画面を表示します。 作成した申請書(PDF 形式 1 ファイル、最大 10MB まで)を「参照」ボタンで指 定し、「アップロード」ボタンをクリックします。



アップロードがうまくいかない場合は、ファイル形式 (PDF 形式)、サイズ (10MB 以下) を確認してください。

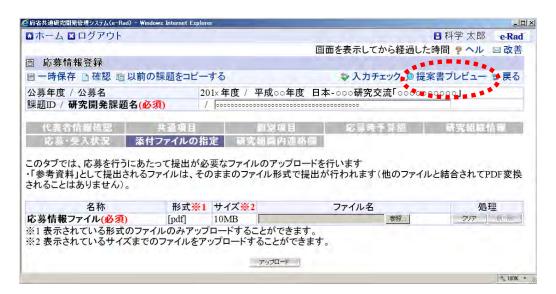
なお、本公募での参考資料の提出は不要です。

《ポイント:「研究組織内連絡欄」は入力不要》



9入力情報を確認します

入力が完了したら、「提案書プレビュー」ボタンをクリックします。

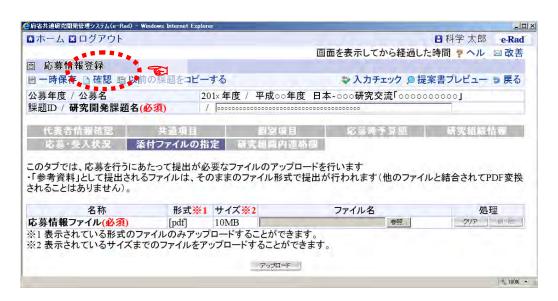


「処理中・・・」画面が表示され、これまでに入力した応募情報とアップロード した申請書ファイルを結合し、自動的に PDF ファイルを生成します。

正しく表示されていることを確認し、PDF 画面を閉じます。



応募情報登録画面の「確認」ボタンをクリックします。



「応募情報登録確認」画面が表示されます。

不備がなければ、「実行」をクリックして応募書類を JST へ提出します。



※提出前にご注意ください

JST へ提出した時点で応募書類の修正はできなくなります。

また、相手国側研究者から相手側対応機関に申請がない場合、日本側の申請は無効となります。

十分にご留意ください。

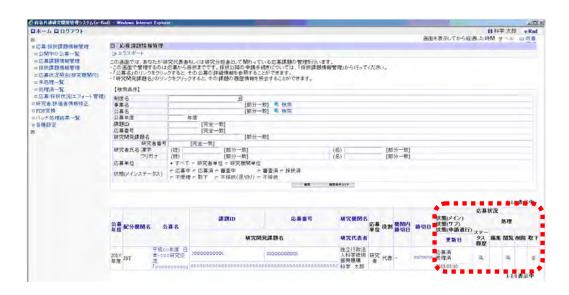
提出期限: 2014年10月6日 17:00 厳守

6. 応募状況を確認する

研究者向けトップ・メニュー画面の「応募課題情報管理」をクリックします。



「応募課題情報」画面を表示します。



提出締切日時までに受付状況が「配分機関処理中」となっていない応募書類は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad ヘルプデスクまで速やかに連絡してください。

公募期間終了後、応募書類に不備がないこと、応募要件を満たしていること、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、応募が正式に受理されます。 正式に受理されると、応募情報のステイタスが、「受理済」に変わります。

以上で、応募完了です。

補足

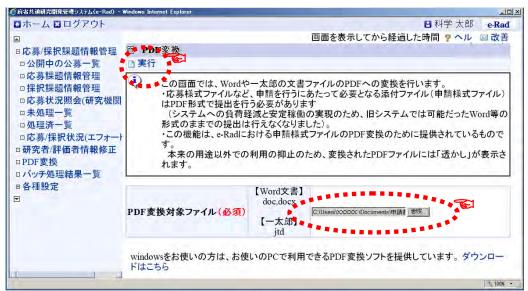
申請書(アップロードする電子媒体)の PDF 形式への変換は、e-Rad の PDF 変換画面でも行うことができます(Word、一太郎形式のみ)。

【e-Rad による PDF 変換の操作方法】

e-Rad トップ画面から、「PDF 変換」を選択します。

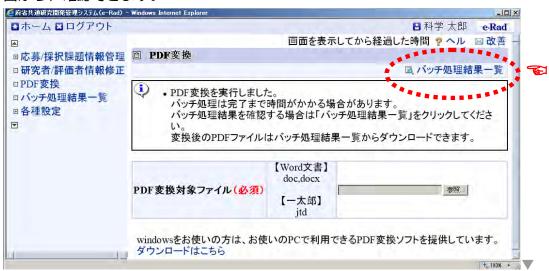


「PDF 変換対象ファイル」ボックスで、変換したいファイルを指定し、「実行」ボタンをクリックします。

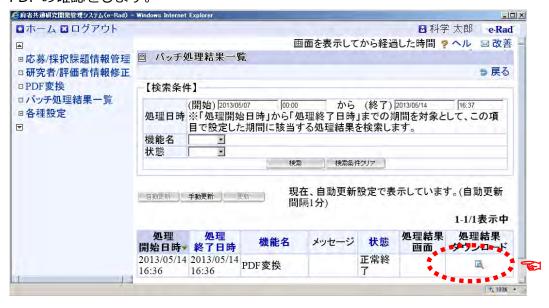


※ 申請書の元ファイル (Word、一太郎) に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。

PDF 変換が完了しました。変換された PDF ファイルは、「バッチ処理結果一覧」画面から、確認できます。



バッチ処理結果一覧の「処理結果ダウンロード」ボタンをクリックし、変換された PDF の確認をします。



間違いがなければ、ダウンロードした PDF ファイルを、保存して完了です。